

 Your success is my goal!

Wakamatsu Immigration & Labor Consulting Office

若松絵里社労士・行政書士事務所



# 初めての外国人雇用

## 【 求人募集～就労ビザ申請 編】

若松絵里社労士・行政書士事務所

2016年8月更新

- 本冊子は当事務所ウェブサイト記載の一部、◆初めての外国人雇用「募集から入社後の労務管理 To Do リスト」、「就労ビザに関する基礎知識」のページを1冊にまとめたものです。  
実際の就労ビザ申請に関する、更に詳しい解説や関連時方法については当事務所のウェブサイト (<http://www.eriw-office.com/>) で全容をご確認ください。
- 本冊子中に記載されたリンクは URL アドレスをポインターで示すことによりリンク先のウェブサイトへジャンプできます。
- 各種関係法令の改定等により、本冊子記載内容が一部現状の運用と異なっているものがございます。随時訂正・追加を行なって、適宜更新版をアップしていく予定ですので予めご了承下さい。

## 目次

### 1. 初めての外国人雇用 ◆ 募集から入社後の労務管理 To Do リスト

ステップ① 外国人を募集しようと思ったら…	4 ~ 7
ステップ② 採用したい外国人が決まったら…	7 ~ 8
ステップ③ 在留資格・雇用条件の確認	8 ~ 9
ステップ④ 就労ビザ申請手続き	9 ~ 10
ステップ⑤ 入社の受入れ準備	10
ステップ⑥ 外国人の来日・入社、雇用管理をスタート	10 ~ 11
ステップ⑦ その他・入社後の雇用管理について	11

### 2. 初めての外国人雇用 ◆ 就労ビザの基礎知識

就労ビザに関する Q&A	12 ~ 25
--------------	---------

### 3. その他の情報・当事務所ウェブサイトのご紹介

初回相談からご依頼後の作業の流れ・ビザ取得までの期間等	26 ~ 30
当事務所の連絡先	

## 初めての外国人雇用◆募集から入社後の労務管理 To Do リスト



ビジネスの急激なグローバル化に従って、国内・海外在住問わず優秀な外国人であれば自社で雇用してみたいという企業が増えています。

そんな中、これまで外国人を雇用した経験がない企業の中には外国人労働者の募集方法に始まって就労ビザの取得やその後の賃金の支払い方を初めとする人事労務管理などに大きな不安をお持ちの皆様が多いのではないのでしょうか。当事務所でも、

- 海外進出のために、優秀な外国人を雇用したいが募集方法から就労ビザの取得方法、入社後の雇用管理まで何からどう手をつけていいのかわからない。
- 外国人を雇用するには日本人従業員と違う、とても複雑で特別な手続きや税務や労務管理が必要なのではないかと。

というご相談を多くお受けします。

当事務所ではこのようなご相談をいただいた場合、先ずは下記のようにご説明しています。

外国人を雇用する手続き自体については特別難しいことはありません。

労務にしても、また税務にしても、日本人の従業員の方と多少対応が異なる部分もありますが細かい手続きについては慣れてしまえば大丈夫です。

ただし単に外国人を雇用することは簡単でも、大変なのは採用したその後のことです。

外国人の能力を最大限に発揮して御社の戦力となってもらう、また、労使間のトラブルを発生させることなく長期間継続勤務してもらうように御社が、外国人との労使関係を常にケアし続けていくことが一番大切なことなのです。

採用後のアフター・フォローを日本人に対するより、より細やかに行っていただくことが外国人雇用成功のポイントではないのでしょうか。

例えば、自分たち日本人がまったく法律や商慣習、労働慣行もわからない外国で労働し生活することを考えてみれば、日本で外国人の皆さんが労働条件・就労ビザの問題などわ

からないことだらけで不安を抱えながら働き生活するという事がどれだけ大変なのか簡単に想像できることですよ。

そういった外国人従業員の抱える沢山の不安を、雇用主である企業の皆様が一つ一つ取り除いてあげながら、その人の持つ能力を最大限、会社のために発揮してもらおう…そのための努力を惜しまない会社こそが外国人雇用で成功する企業になりえるのだと、これまでの外国人雇用をサポートさせていただいた経験を通じて、私はそう確信しています。

少子高齢化・人口減少など日本の労働人口はますます減り続け、今後は年間 50 万人もの外国人労働者を雇用し続けなければ現在の日本の経済は立ち行かないといわれています。既に、外国人を雇用しなければ事業が立ち行かなくなっている会社は多いはずですよ。

そのような企業様のサポートをさせていただくために当事務所では就労ビザ申請や取得手続代行・人事労務管理のサポートサービスを一括して提供させていただいております。

この章では、初めて「外国人を雇用しよう」と思い立たれた企業様のために、外国人の募集から入社後の雇用管理についてどのようなことを行えばよいのかを簡単に流れとしてまとめられています。

---

## 【 ステップ① 】

### 外国人を募集しようと思ったら…

---

外国人を募集する方法は様々ありますが、主に以下のようなものがあります。

❑ 外国人の募集方法・雇用契約の締結フロー・就労ビザの取得方法については、当事務所のウェブサイト、[初めての就労ビザの取得方法](#)  
<http://www.eriw-office.com/category/1229823.html> にも詳しく記載してありますのでこちらもご覧下さい。

( \*本冊子に該当記事はありません。上記リンクをクリックしてお読みください。 )

#### ① 新聞・雑誌・インターネットを通じて労働者を直接募集する。

通常の日系新聞の他にも、下記のような英字新聞から募集を行うことができます。

■ The Japan Times Jobs ※ ホワイトカラー中心

( [http://job.japantimes.com/index\\_j.php](http://job.japantimes.com/index_j.php) )

■ Metroplis Classifieds

( <http://classifieds.metroplis.co.jp/> )

## ② 自社従業員、取引先、大学からの紹介

最近、国内の外国人留学生を多く抱える専門学校・大学・大学院では、彼らの日本での就職を強くサポートしている学校が多くあります。そのような教育機関の就職課にコンタクトし、求人を出したり、日本での就職を希望している優秀な学生の情報を得ることも効率的な外国人雇用の成功につながります。

**留学生受入れ数の多い大学（平成26年5月1日現在の在籍者数） \*日本学生支援機構のHPより引用**

学校名		留学生数	
早稲田大学	(私立)	3,393 人	(3,568 人)
日本経済大学	(私立)	3,378 人	(2,388 人)
東京大学	(国立)	2,877 人	(2,772 人)
立命館アジア太平洋大学	(私立)	2,692 人	(2,921 人)
九州大学	(国立)	1,866 人	(1,713 人)
大阪大学	(国立)	1,780 人	(1,662 人)
筑波大学	(国立)	1,663 人	(1,697 人)
京都大学	(国立)	1,631 人	(1,530 人)
名古屋大学	(国立)	1,556 人	(1,501 人)
東北大学	(国立)	1,497 人	(1,511 人)
日本大学	(私立)	1,340 人	(1,264 人)
北海道大学	(国立)	1,340 人	(1,162 人)
立命館大学	(私立)	1,253 人	(1,243 人)
東京工業大学	(国立)	1,252 人	(1,247 人)
国土舘大学	(私立)	1,159 人	(1,311 人)
大阪産業大学	(私立)	1,154 人	(1,212 人)

神戸大学	(国立)	1,108人	(1,146人)
広島大学	(国立)	1,090人	(1,061人)
慶應義塾大学	(私立)	1,072人	(1,187人)
明治大学	(私立)	1,046人	(945人)
千葉大学	(国立)	1,025人	(1,068人)
拓殖大学	(私立)	970人	(1,166人)
城西国際大学	(私立)	882人	(670人)
同志社大学	(私立)	877人	(786人)
横浜国立大学	(国立)	868人	(803人)
明海大学	(私立)	859人	(820人)
東京国際大学	(私立)	831人	(808人)

( )内は平成25年5月1日現在の在籍者数

### ③ 公的機関（ハローワークなど）からの紹介

一般のハローワークではなく下記のような外国人専門に人材紹介を行っている、次のような公的機関もあります。

- 東京外国人雇用サービスセンター（東京都港区）

（ <http://tokyo-foreigner.jsite.mhlw.go.jp/> ）

- 新宿外国人雇用支援・指導センター（東京都新宿区）

（ <http://tokyo-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0108/7719/201311115363.pdf> ）

- 名古屋日系人雇用サービスセンター（名古屋市中区）

（ <http://aichi-foreigner.jsite.mhlw.go.jp/> ）

### ④ 民間人材紹介会社からの紹介

バイリンガルや外国人を中心に人材紹介を行っているコンサルティング会社は数多くあります。それぞれの人材紹介会社ごとに、強みとする分野（例・職種・業界・外国人の出身国別など）がありますので御社の希望内容にマッチする紹介会社を選択されることが大切です。

## ⑤ SNS（ソーシャルネットワークサービス）での求人

ここ、数年、Facebook, Twitter などのソーシャルネットワークサービス(SNS)の急激な成長に従い、こういったツールで求人を行う企業がととも増えています。

特に、語学が堪能な日本人や海外から日本での就職を希望する外国人などは、これら SNS での求人を注意深くチェックしているようです。

語学力もある優秀な人材や専門知識を持つ外国人を雇用することを考えているのであれば、こういったツールを利用されるのも一つの方法かもしれません。

- LinkedIn（リンクトイン） ※ ビジネス系 SNS 求人・求職者が検索できます。  
( <https://www.linkedin.com/> )
- Facebook（フェイスブック）

---

### 【ステップ②】

採用したい外国人が決まったら... ⇒ 在留資格などの確認をしましょう。

---

採用する外国人と具体的に働いてもらう業務内容が決まったら、まずその**外国人が日本国内にいる場合**は現在持っている在留資格（外国人が日本に在留するための資格・27種類があり、外国人は必ずこのいずれかの在留資格をもって日本に在留しています。）の確認をしましょう。

- ❖ 在日外国人の在留資格については、就労ビザの基礎知識（\*本冊子 13~27 頁）、在留資格の確認方法は、**初めての就労ビザの取得方法**  
( <http://www.erw-office.com/category/1229823.html> ) をご覧ください。  
( \*本冊子に該当記事はありません。上記リンクをクリックしてお読みください。 )

国内にいる（採用しようとする）外国人が現在既に持っている在留資格（それぞれ働くことができる職種が決まっています。）と、御社が働いてもらう予定の仕事内容・職種に違いがある場合は、現在の在留資格を今後の職種内容にマッチする在留資格に変更する手続きを行わなければいけません。

また、**海外にいる外国人を日本に呼び寄せて働いてもらう場合**には、新しい仕事内容と本人のこれまでの職歴や学歴を正確に確認しましょう。

日本で外国人が働いても良いとされている**在留資格**(=一般的にビザ/Visa と呼ばれること



が多いのですが正確には在留資格＝ビザではありません。ただし、ここでは容易にご理解いただくために便宜上、在留資格＝就労ビザとして解説します。

(就労ビザについては、就労ビザの基礎知識(\*本冊子 13～27 頁)をご確認ください。)

現在、就労ビザは「17 種類」あり、この 17 種類のいずれかの在留資格を取得しないことには日本で合法的に働くことができません。

入管法(正式名:出入国管理及び難民認定の一部を改正する法律)において、「17 種類」の就労ビザにはそれぞれ取得するための必須条件(職歴に関連する大学卒業相当の学歴や同職種内での 10 年以上の職歴など)が細かく決められています。

**希望の就労ビザを取得するためには、その細かい条件全てに当てはまっていなければ許可がおりることはありませんので、雇用契約を結ぶ前に当の外国人の学歴や職歴がこの条件に当てはまっていて、就労ビザがおりる可能性が高いかどうかを確認しておかなければなりません。**

❖ 各種在留資格についての詳細は、就労ビザの基礎知識(\*本冊子 13～27 頁)をご覧ください。

といっても、この入管法という規程も法律ですから、細かい部分は私たちのような専門家ですら、条文を読んでみても、正確な判断をするのに迷うような表現があります。日頃、入管法など読み慣れない企業様にとっては尚更わかりにくいところも多いかと思えます。

そのような場合には、直接電話または対面で管轄の入国管理局の担当官にたずねるか、又は私たちのような入国管理業務を専門としている行政書士や弁護士などに判断・アドバイスを求める事が効率的です。

---

### 【ステップ③】

採用する外国人の在留資格の確認・呼び寄せる外国人の条件確認がクリアしたら…

⇒ 雇用契約書を取り交わして入社後の雇用条件をよく確認しておきましょう。

---

外国人本人と直接、入社後の賃金を初めとした労働条件をよく話し合い、ここで書面による雇用契約を結んでおきましょう。

初めて外国人を雇用する企業様(特に少規模の企業様)では、ついつい、日本人の従業員に対するのと同様に考えてしまいがちで書面による雇用契約書は後回しにするか、または



締結しないというケースもあるようですがこれは絶対に避けていただきたいと思います。

日本と海外では法律も違えば労働慣行にも大きな違いがありますので、お互いに悪気はなくても認識の違いから、後々労使トラブルが起こることはよくあるのです。

特に外国は日本以上に書面による契約書を重視する国が多いことは皆様もよくご存知だと思いますが、**契約書は採用後、予期しないトラブルが起こったときに絶対に必要な証明書**のようなものです。

必ず外国人労働者と合意の上で取り交わしてください。

また、雇用契約を従業員に書面で配布することは、労働基準法・労働契約法において、日本人に対するのと同様、外国人に対しても義務化されています。

従って**雇用契約書の配布を行わなかった場合、責任は企業にあります**ので、労働条件について、後々の「言った、言わない」トラブルを未然に防ぐためにも雇用契約書において入社後の賃金を初めとした労働条件を双方で確認し納得して、双方のサインや押印をした上で保管しておく必要があります。

その場合、日本語の雇用契約書に添付して外国人が理解できる母国語や英語などの標準的な言語で翻訳文を作成し、両方を本人に配布することが大切です。

- ❑ 当事務所でも雇用時の雇用契約書と英文翻訳のサービスを行っております。英文雇用契約書のサンプルなども記載している、**初めての就労ビザの取得方法**も併せてご覧ください。（<http://www.eriw-office.com/category/1229823.html>）  
（\*本冊子に該当記事はありません。上記リンクをクリックしてお読みください。）

当事務所では就労ビザの取得判断から雇用契約書作成・就業規則作成・その他の人事労務管理手続まで全ての外国人雇用管理業務をトータルでサポートいたします。

---

#### 【ステップ④】

**雇用条件の確認・双方のサインが完了したら ⇒ 就労ビザ申請手続に入りましょう。**

---

- ❑ 初めての就労ビザ取得手続きについてはこちらの先ずは、**初めての就労ビザの取得方法**（<http://www.eriw-office.com/category/1229823.html>）をご覧ください。  
（\*本冊子に該当記事はありません。上記リンクをクリックしてお読みください。）

❖ 採用する予定の外国人社員に関して、実際に就労ビザがおりる可能性があるか等、取得診断についてのご相談などは、お電話やメールでご相談下さい。

(当事務所へのお問い合わせについては、本冊子 27～30 頁をご覧ください。)

※ 初回のお電話やメールによるお問合せは無料、正確なビザ取得可能性に関する判断・その他アドバイスができる面談相談は 1 回・¥8,000/但し、具体的なビザ申請のご相談ではなく、外国人雇用に関する総合的な専門アドバイスのみをご希望の場合は 1 回・10,000 円をいただいております。

(税込・時間制限は特にありません。通常 1～1.5H 程度/就労ビザ申請のほか、雇用契約書の締結方法などもご説明いたします。遠距離のお客様の場合、交通費も別途申し受けます。) 但し、面談相談の後、実際に就労ビザ申請手続代行業務を正式にご依頼いただいた場合、いただいた初回ご相談料は、業務報酬に充当する形で全額返金いたします。

---

### 【ステップ⑤】

就労ビザ取得に成功 ⇒ 御社で働いてもらうための受入れ準備に入りましょう。

---

上記ステップが完了し、就労ビザの取得に成功して御社で勤務していただけることが決まったら、必要に応じて受入準備を整えましょう。例えば、

- 外国人本人による自国日本大使館における査証(=ビザ)申請の指導  
(※海外から外国人を招へいする場合)
  - 借り上げ社宅の準備
  - 日本語教育のためのスクールや教材選び
  - 外国人来日時のフライトの手配
  - その他受入時の教育訓練の準備
- などが考えられます。

---

### 【ステップ⑥】

いよいよ外国人の入社・来日 ⇒ 御社での雇用管理の始まりです。

---

外国人従業員が来日して、外国人本人に何より一番初めにやってもらうことは、

## ■居住地決定後の住民登録の指導

外国人従業員の居住地が決まったら、住所を管轄する区役所や市役所などで外国人ご本人が住民登録をする必要があります。

この登録をすることによって、入国時に、空港等で受け取った在留カードに住所を裏書してもらうことができます。

そして、日常この在留カードを携帯することによって、その後、ご本人のパスポートの携帯義務がなくなります。

また、給与振込に必要な銀行口座の開設などもできるようになるので、日本で生活をしていく上で最も大切な手続きと言えるでしょう。

---

### 【ステップ ⑦】

#### その他、入社後の外国人雇用管理について

---

その他、入社後の外国人雇用管理について必ず発生する事柄として下記のようなものが考えられます。

\* ( ) 内のリンクは当事務所のウェブサイトに記載の該当記事に移動します。

- 外国人従業員に理解してもらえる英文就業規則の作成  
<http://www.eriw-office.com/category/1225633.html>
- 外国人従業員特有の給与計算への対応  
/給与所得に対する課税について取扱の違いと本人への説明  
<http://www.eriw-office.com/category/1253149.html>
- 社会保障協定締結国出身の外国人に対する健康・厚生年金保険に関する諸手続  
/ドイツ・イギリス・韓国・アメリカ・ベルギー・フランス・カナダ・オーストラリア等)  
<http://www.eriw-office.com/category/1246565.html>
- 在留期間を更新する際の入国管理局への在留期間更新申請手続き等

上記以外にも、個々のケースに応じて臨機応変に、効果的な雇用管理と対応を行う必要があります。

## 初めての外国人雇用◆就労ビザの基礎知識



### 就労ビザの基礎知識

- 新しく外国人を雇用したいが、就労ビザはどのようにして取得すればよいのか？就労ビザの手続方法について全く知識がなくて困っている。
- 既に就労ビザを持っているという外国人を雇用したい。ただ、果たしてそのビザは当社がオファーしている（その外国人に担当してもらいたい）職種とマッチしている、法的に有効なビザなのか？不安で雇用してもいいのか迷っている。
- 日本の大学を卒業したので、日本の会社に就職して引き続き日本で働きたい。留学ビザから就労ビザへの切り替えはどのようにすればよいのか？

このように、初めて外国人を雇用される企業の皆様や、日本の専門学校や大学に留学して卒業後は日本の会社に就職したいと希望されている外国人の皆様向けに、入国管理局に申請する就労ビザについての基礎知識を Q&A 方式で記載しました。

Q1	日本の就労ビザについて、具体的に教えてください。
Q2	外国人が日本で働くための「在留資格」(=就労ビザ)にはどのようなものがありますか？ また、在留資格には期限がありますか？
Q3	ビザがなくても日本に入国することはできますか？
Q4	外国人が日本で働くときに必要なビザをとるためにはどのような手続きが必要ですか？

Q5 就労ビザの取得手続代行をする[申請取次行政書士]とは何ですか？ また就労ビザ申請を行政書士に代行してもらおうと何かメリットがありますか？

【 Q1 】 日本の就労ビザ（＝在留資格）について、具体的に教えてください。

【A】

世間一般で、よく言われる、「ビザ」と、「入国管理及び難民認定法」（通称：入管法）で規定されている正確な意味での「ビザ（査証）」には、実は大きな違いがあります。

世間一般では、日本に入国するときに、入国管理局から与えられた日本に滞在・在留できる「資格」そのものを「ビザ」と呼ぶことが多いのですが、「入管法」によって規定されている本来の意味の「ビザ（査証）」とは、海外に在住している外国人が来日に先立って、自国の日本大使館や領事館で自身のパスポートを提示・日本への入国・在留を申請し、その申請が日本の外務省によって許可された場合に許可の証明書として交付される文書のことをいいます。※ パスポートに貼付されます。

この交付された文書＝ビザ（査証）を初めて日本に入国した時に到着した空港や港で入国管理官に提出、上陸の審査を受けた上で、そのビザの内容に応じた「在留資格」がその場で与えられる仕組みです。

※ 上述の「ビザ＝査証」同様に、この在留資格についても、その在留期限と共にパスポートに貼付されます。これを、「上陸許可証印」といいます。

尚、今後は混乱を避けるため、当ウェブサイトでは、上陸許可証印によって許可を受けた、「在留資格」を就労ビザと表現します。

ビザは、一般的に、下記のステップに従い申請・取得します。

【 ステップ① 】

外国人が来日した際、前述の流れに従い自国の日本大使館において発行されたビザ（査証）を到着空港に常駐する法務省の入国審査官に提出します。

❖ ビザの取得方法については、Q4 をご覧ください。

## 【ステップ②】

---

入国審査官の審査を経た結果、日本国内に正式に入国し、一定期間の在留を許可されると後述・一覧表上に記載の、**27種類ある「在留資格」**（入管法上の法的資格です。2016年8月現在）の内いずれか一つの資格とその資格に基づく日本に滞在できる在留期限を付与されます。（＝入国のときにパスポートにスタンプ\*許可証印\*が押されます。）つまり、これが、世間一般で、「**ビザがおりた。**」と言われている内容です。

さらに、「就労ビザを取得した」ということは、その27種類の「在留資格」の内、日本国内において就労し所得を得ることが日本の法律上許可されている在留資格のいずれかの資格を取得する事を意味します。

※ 27種類の「在留資格」の資格の中には、日本に「滞在」することはできても、「就労」し、収入を得る事は許されていない在留資格もあります。詳細は後述の説明をご覧ください。

前述のとおり、この27種類の「在留資格」は、外国人の日本入国時に上陸した空港の入国審査官によって決定され、在留期限と共に、本人のパスポートにシールとして貼付されます。（＝これを、「上陸許可証印」といいます。）

また、2012年7月の入管法改正により、上記のパスポートへの上陸許可証印の貼付と共に、ICチップ内蔵の「在留カード」が発行されるようになりました。

■ [新しい在留管理制度・在留カードに関する資料（法務省・入国管理局）](#)

[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/q-and-a\\_page2.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/q-and-a_page2.html)

つまり、外国人本人のパスポート及び在留カードのいずれかを確認することによって、その外国人が日本に在留している正確な在留資格と在留期限を把握することができるのです。

※ ただし、パスポートに許可証印シールが貼付されるのは、日本に上陸した初回の手続き時のみとなります。日本国内で在留期間の更新を重ねている外国人については更新時のパスポートへの許可証印貼付はされません。在留カードのみで確認することになります。

尚、前述のようにこのサイトではご覧頂いている皆様方になるべくご理解頂き易いよう、「就労できる在留資格の取得＝就労ビザの取得」という意味で、解説をいたしますのでその点をご了承下さい。

---

【 Q2 】

外国人が日本で働くための「在留資格」(=就労ビザ)にはどのようなものがありますか？  
また、在留資格には期限がありますか？

【A】

まず、外国人が日本に上陸を許可される際に与えられる在留資格（日本に在留する間、一定の身分・地位などに基づいて各自の活動することができる法的資格）は、全部で **27 種類**(2016 年 8 月現在)に分けられています。日本に在留する外国人は全員全て、この **27 種類の内**のいずれか **1 種類**の資格に該当して就労し、勉強し、又はそれ以外の活動を行っています。

※ 同時に 2 種類以上の資格を持っていたり、27 種類の資格のどれにも当てはまらない「外国人」は存在しません。（観光・商用目的で滞在している短期滞在者は除く。）

その 27 種類の内、更に以下の **17 種類**が、就労可能な在留資格（=就労ビザ）として区別されています。

※ 後掲、一覧表の、カッコ内の月数や年数は、1 回の許可申請に基づき入国管理局から許可される、「最大在留期間」ですが、この期間を超えて日本に引き続き在留したい場合には、管轄の地方入国管理局に「在留期間更新申請」をし、許可されることによって日本に在留し続けることが可能となります。ちなみに更新の回数に関して上限などはありません。

なお、在留資格の種類や期間、詳細について更に詳しい内容をご覧になりたい方は、下記のウェブサイトも参考にしてください。

■ [外国籍の方が日本で就労や長期滞在を目的とする場合のビザについて（外務省ウェブサイト）](#)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/chouki/index.html>



■ 就労が可能な在留資格17種類と在留期間 ■

	在留資格	その在留資格内で許されている活動内容	在留期間
1	外交	外国政府の大使、行使、総領事等とその家族等	外交活動を行う期間
2	公用	外国政府の職員等とその家族等	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
3	教授	大学の教授、講師など大学やそれに準ずる機関、高等専門学校などで研究、研究の指導または教育を行う者	5年、3年、1年または3月
4	芸術	画家、作曲家、著述家などその他芸術上の活動を行う者	5年、3年、1年または3月
5	宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師など宗教家が行う布教その他宗教上の活動を行う者	5年、3年、1年または3月
6	報道	外国の報道機関の記者、カメラマンなど外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動を行う者	5年、3年、1年または3月
7	経営・管理	企業の経営者・管理者等	5年、3年、1年、4月または3月
8	法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士、弁護士、公認会計士、司法書士、税理士、弁理士など	5年、3年、1年または3月
9	医療	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、助産師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、作業療法士、臨床工学技士、理学療法士、義肢装具士	5年、3年、1年または3月
10	研究	政府関係機関や企業などの研究者など研究の業務を行う	5年、3年、1年

		者（ただし、「教授」の活動に該当する者を除く。）	または3月
11	教育	小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校または各種学校もしくはそれに準ずる教育機関の語学・その他の教育を行う教師など	5年、3年、1年 または3月
12	技術・ 人文知識・ 国際業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムエンジニア、技術開発・設計者など理学、工学、そのほかの自然科学分野の技術に関する業務を行う者</li> <li>・企画、財務、マーケティング、営業、通訳・翻訳、語学学校の講師、海外取引業務、服飾のデザイナーなど人文科学の分野に関する業務を行う者</li> </ul>	5年、3年、1年 または3月
13	企業内 転勤	外国の親会社・子会社・孫会社ほか関連会社などにあたる事業所から期間を定めて派遣される転勤者（技術・人文知識・国際業務に該当する活動を行う者）	5年、3年、1年 または3月
14	興行	歌手、ダンサー、俳優、ファッションモデル、プロスポーツ選手、サーカスの動物飼育員、スポーツ選手のトレーナー、振付師、演出家など興業にかかる活動を行う者	3年、1年、6月、 3月または15日
15	技能	外国料理の調理師、貴金属加工職人、パイロット、外国に特有の建築士・土木技師、外国製品の修理技能士、動物の調教師、スポーツの指導者、ソムリエなど産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を有する者	5年、3年、1年 または3月
16	技能実 習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能実習第①号</li> <li>・技能実習第②号</li> </ul> 上記①、②号ともに、下記イ、ロのいずれかに分類。 (イ) 海外にある合併企業等事業場の関係を有する企業の社員を受け入れて行う活動 → 「企業単独型」	1年、6月または 法務大臣が個々に 指定する期間 （1年を超えない 範囲）

		<p>(□)</p> <p>商工会等の非営利団体の責任及び管理の元で行う活動</p> <p>→ 「団体監理型」</p>	
17	高度専門職	<p>・1号</p> <p>高度の専門的な能力を有する人材として次のイ～ハまでのいずれかに該当する活動を行う者。</p> <p>(日本の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれる者)</p> <p>(イ)</p> <p>法務大臣が指定する日本の公私の機関との契約に基づき、研究、研究の指導もしくは教育をする活動、または当該活動に併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し、または当該機関以外の日本の公私の機関との契約に基づき、研究、研究の指導もしくは教育をする活動</p> <p>(□)</p> <p>法務大臣が指定する日本の公私の機関との契約に基づき、貿易その他の事業の経営を行い、もしくは当該事業の管理に従事する活動または当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>・2号</p> <p>上記1号に掲げる活動を行い、その活動が日本の利益に資するとして法務大臣省令で定める基準に適合した者が行う下記の活動</p> <p>(イ)</p> <p>日本の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導または教育をする活動</p>	<p>1号</p> <p>→ 5年</p> <p>2号</p> <p>→ 無期限</p>

	<p>(ロ)</p> <p>日本の公私の機関との契約に基づいて自然科学または人文科学の分野に属する知識または技術を要する活動に従事する者</p> <p>(ハ)</p> <p>日本の公私の機関において、貿易、その他の事業の経営を行いまたは当該事業の管理に従事する活動</p> <p>(二)</p> <p>2号(イ)から(ハ)までのいずれかの活動と併せて行う、この表の「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「法律・会計業務」、「医療」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「興業」、「技能」に掲げる活動 (2号の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する活動は除く)</p> <p style="text-align: center;">※ポイント制による高度人材</p>	
--	--	--

■ 就労できない在留資格 5 種類と在留期間 ■

	在留資格	その在留資格内で許されている活動内容	在留期間
1	文化活動	収入を伴わない日本文化の研究者や専門家の指導を受けてこれを習得する活動を行う者	3年、1年、6月または3月
2	短期滞在	観光、ビジネス上の会議・業務連絡・講習会や会合への参加などの短期商用、親族・知人の訪問などを行う一時的な滞在者	90日、30日、15日または15日以内の日を単位とする期間

3	留学	大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校の高等部、中学校、特別支援学校の中等部、小学校、特別支援学校の小学部、専修学校、各種学校ほかこれらに準ずる教育機関において教育を受ける学生	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月または3月
4	研修	技術・技能または知識習得のための研修生 (「技能実習①号」及び「留学」に該当する活動を除く。)	1年、6月または3月
5	家族滞在	「教授」から「文化活動」までの在留資格をもって在留する外国人または「留学」もしくは「研修」の在留資格をもって在留する外国人が扶養する配偶者、子供	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月または3月

■ その他の在留資格 5 種類と在留期間 ■

	在留資格	その在留資格内で許されている活動内容	在留期間
1	特定活動	外交官、企業の経営者などの家事使用人（家政婦など）、卒業後に日本での就職活動を行う留学生、ワーキングホリデー、アマチュアスポーツ選手、EPA 協定に基づく看護師、介護福祉候補生など  ※ただし、一定条件のもと就労可能	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月または5年を超えない範囲で法務大臣が個々の外国人について決定する期間
2	永住者	法務大臣から永住を認められた者  ※就労に職種などの制限なし	無期限
3	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、実子、特別養子（日系2世など含む） ※就労に職種などの制限なし	5年、3年、1年または6月

4	永住者の配偶者等	永住者の配偶者など ※就労に職種などの制限なし	5年、3年、1年または6月
5	定住者	インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の実子など法務大臣が特別な理由を考慮して一定の在留期間を指定し居住を認める者 ※ 就労に職種などの制限なし	①5年、3年、1年または6月 ②5年を超えない範囲で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

### 【 Q3 】

ビザがなくても日本に入国することはできますか？

#### 【A】

できます。例として、

日本の入管法（＝出入国管理及び難民認定法）の規定によって「難民旅行証明書」を持っている外国人などが対象になりますが、一番身近でビザがなくても入国できるケースは、日本が「査証相互免除措置実施国」として取り決めを結んでいる外国の国籍を持っている外国人の場合です。現在日本は60数ヶ国（2014年12月現在）とビザの相互免除（＝一定の期間であればビザがなくても相互の国に入国できる）の取り決めを結んでいます。

※【参考】[査証相互免除措置実施国一覧＝ノービザ（外務省ホームページより）](#)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/novisa.html>

これらのビザ免除国の国籍を持つ外国人であれば、事前に自国の日本大使館・領事館等でビザを取得して入国する必要はありません。

但し、この場合でも、日本での活動内容は、**商用・会議出席・知人などの訪問・観光に限られた短期滞在目的に限定**されますので、日本で収入を得る就労目的で入国することはできません。

また、日本に**就労目的で入国する場合**には、ビザの相互免除措置実施国の出身者であっても、Q4 に記載している入管法の規定に基づいた手続きを行って正規の就労ビザを取得しなければなりません。

---

#### 【 Q4 】

外国人が日本で働くときに必要なビザをとるためにはどのような手続きが必要ですか？

#### 【A】

外国人が日本で就労するために、Q2 で記載したような就労が認められている 17 の在留資格のいずれかに該当する就労ビザを取得する必要があります。（永住者や日本人の配偶者等、就労の際の職種などに一切の制限がない在留資格の保持者は除きます。）

例えば、日本の大学に留学している外国人学生が卒業後に日本での就職を希望する場合、学生時代に持っていた「留学」という在留資格では日本で、給与をもらって働くことはできません。

そのため、留学生本人が、現在の「留学」の在留資格から、就労可能な在留資格のいずれかに「**在留資格変更申請**」を行う必要があります。

また、採用したい外国人がまだ日本にいない場合で、**日本にある企業がスポンサーになって海外にいる外国人を日本に呼び寄せ、自社で就労させる**というケースもあります。

この場合の**就労ビザ取得から外国人来日の流れ**としては簡単に記載すると以下のとおりです。



外国人を招へいする日本国内の企業がスポンサーとなり、自社、あるいは、当事務所のような行政書士・弁護士を代理人として、入国管理局に提出する必要な書類一式を作成し、外国人が実際に勤務することになる事業場の住所地を管轄する入国管理局に提出する。⇒ **在留資格認定証明書交付申請**という手続きです。





2

入国管理局によって提出書類の審査がされ、許可（交付）（「在留資格認定証明書」の交付 ⇒ その外国人が日本の申請元の企業で就労しても問題ないというお墨付きのようなものが交付されることです。）、または「不許可（不交付）」（「在留資格認定証明書」の不交付。日本で就労することが許可されない、ということ）の審査結果が出されます。



3

上記2で、「許可」を得たことによって「在留資格認定証明書」が交付された場合には、その「在留資格認定証明書」を海外にいる外国人が受け取り、海外（通常は外国人が住んでいる自国）にある日本大使館・領事館に提示することによって外国人本人のパスポートに日本に入国できる旨の査証＝ビザが押印されます。



4

外国人本人はこの●「在留資格認定証明書」●パスポートに押印されたビザの両方を持って来日し、上陸した空港などでこの2点について確認を受け、その際に入国審査官から決定された「在留資格&在留期限」をパスポートに押印されることによって、初めて日本で就労する正式な許可を得ることになります。（＝上陸許可証印）

以上のような流れの手続により、外国人の方を日本で就労させることが可能になります。

▶「在留資格認定証明書交付申請」の流れについては、初めての就労ビザの取得方法 <http://www.eriw-office.com/category/1229823.html> にも詳しく記載してありますのでこちらもご覧下さい。

( \*本冊子に該当記事はありません。上記リンクをクリックしてお読みください。 )

当事務所では、外国人の方の就労ビザ取得手続代行はもちろん、**外国人の方を雇用される場合の雇用契約書の作成やレビュー（英文翻訳含む）**も行っております。

---

## 【Q5】

**就労ビザの取得手続代行をする申請取次行政書士とは何ですか？**

**また、申請取次行政書士に就労ビザの取得手続を頼むと何のメリットがあるのですか？**

## 【A】

**届出済申請取次行政書士**とは原則、日本に在留する外国人本人や、海外にいる外国人を招へいする企業などが行わなければならない「在留資格」の変更や在留期間の更新、Q4で解説した「在留資格認定証明書」の交付申請等を、本人や企業に代わって申請・手続を代行する事を**正式に各入国管理局局長に許可**された行政書士の事です。

一般の行政書士でも申請手続の書類作成は代行できますが、その場合、入国管理局に対する届出をお客様である企業や外国人ご本人（申請人）に代わって行うことはできず、申請時、企業・外国人本人は、行政書士が作成した書類一式を持参し入国管理局に出頭する事が求められます。

一方、届出済申請取次行政書士の場合、申請手続の書類作成はもちろん、申請・パスポート証印（ビザ）受取など、本人又は企業の担当者様が、**実際に入国管理局に1回も出向くことなく、完全代理を行うことができます。**

※ 就労ビザ申請に関する全ての手続きを代行できますが、個別のケースによっては稀に入国管理局の要請により、申請人である企業や外国人本人の出頭を求められることもあります。

☞ [就労ビザ申請代行業務を当事務所へご依頼いただく場合のメリットは、「就労ビザ申請手続きをご依頼いただく場合のメリット」をご覧ください。](#)

<http://www.eriw-office.com/category/1260955.html>

ほかに、**申請取次行政書士に業務委託するメリット**として現在、入国管理局での申請書類の提出には1回の出頭ごとに少なくとも2~3時間程度の待ち時間が必要です。

(行う手続きの種類や届出先の入国管理局によっても異なります。)

東京入国管理局本局の場合、1件の申請には完了まで最低2回以上(在留資格認定証明書の場合は1回)の出頭が必要です。

この点を考えても、特に多くの外国人社員を雇用される企業さまにとって、少数精鋭の人事担当者の方が毎回毎回この入管業務に時間をとられることはコストパフォーマンスの面を考えれば大きな損失ではないでしょうか。

私たちのような、申請取次行政書士に業務委託をする事で、御社が蒙るこうした人的・コスト面でのダメージを取り除くことも可能になります。

また、当事務所ではこのように、多数の外国人社員を抱えている企業の皆様に、就労ビザ申請代行業務に関する、人事労務相談付の一括アウトソーシング・サービスもご用意しております。詳細についてはお問い合わせください。


以上、当事務所は、申請取次行政書士だけではなく、雇用管理も専門業務とする社会保険労務士事務所です。雇用契約書(日本語・英語版作成・改定)の締結や、その後の英語を使用した外国人雇用管理にもワンストップで対応いたします。

また、初めて外国人の方を雇用される企業様や日本で在留資格の変更申請をお考えの外国人の皆様にわかりやすく手順のご説明をいたします。

## その他の情報・当事務所ウェブサイトのご紹介

本冊子は、当事務所ウェブサイトの一部ページの抜粋です。外国人雇用については、本冊子に記載していない内容もたくさん紹介しています。

下記リンクより、ご興味のある記事にアクセスしていただきお読みください。

 就労ビザの基礎知識

<http://www.eriw-office.com/category/1225623.html>

☐ 就労ビザ取得方法

<http://www.eriw-office.com/category/1229823.html>

☐ 就労ビザ取得・当事務所にご依頼いただいた場合の業務の流れ

<http://www.eriw-office.com/category/1230494.html>

☐ 就労ビザ相談室・Q&A 集

<http://www.eriw-office.com/category/1332168.html>

また、当事務所は社会保険労務士業務も行っておりますので、外国人社員を雇用するときの労務管理や労務相談にも対応しています。就労ビザ以外の労務管理に関しては下記リンクページもご覧ください。

☐ 初めての外国人雇用・英文雇用契約書の作成と配布

<http://www.eriw-office.com/category/1234418.html>

☐ 初めての外国人雇用・就業規則の基礎知識

<http://www.eriw-office.com/category/1225631.html>

☐ 初めての外国人雇用・外国人スタッフの労災・雇用保険手続き

<http://www.eriw-office.com/category/1245836.html>

☐ 初めての外国人雇用・外国人スタッフの健康・厚生年金保険手続き

<http://www.eriw-office.com/category/1246565.html>

☐ 初めての外国人雇用・外国人スタッフへの給与支払い・源泉徴収方法

<http://www.eriw-office.com/category/1253149.html>

➡ **就労ビザ申請に関するお問合せ・ご依頼の流れ**

外国人を雇用できるか（＝就労ビザを取得できるかどうか）については、その方にやっていただく仕事内容、本人の学歴・職歴に加え、御社の売上高、業種等、ある程度の概要をお伺いした上で大まかに事前判断をさせていただく必要があります。

したがって、まずは一度お電話等で、それらの情報を簡単にお聞かせください。その上で、就労ビザ取得の可能性があると判断させていただいた場合はその旨お伝えします。

また、ご希望があった場合は、後述の有料面談相談に進みます。面談では、就労ビザ申請に関するご相談に加えて、当事務所にご依頼いただいた場合のビザ申請の詳しいフローや料金についてもじっくりとご説明いたします。

■ 初回お電話でのヒアリングは無料です。ヒアリングをさせていただいた上で、ビザ取得可能性の簡易診断を行います。その上で、お客様のご希望があれば、後述の有料相談に進ませていただきます。

## 当事務所へのお問い合わせ方法について



### 当事務所で行うご相談・ご依頼いただいた場合の業務の流れ

#### ① 面談（有料）

お電話での簡易相談のみでは、御社の詳しいご状況やご本人様の経歴がわかりかねますので、実際にスポンサー企業様（御社）とご面談の上、ビザ取得の可能性などについて詳しくお話しをさせていただきます。

ビザ取得についてはスポンサーとなる企業様の経営状況等も審査されるため、決算状況や従業員数など詳細をお聞かせ願います。

■ 当面談相談については、法人企業様の場合、当方より訪問させていただきお話しを伺います。恐れ入りますがこちらについては有料相談とさせていただき、面談相談料はご相談後、正式にビザ申請代行を当事務所にご依頼いただく場合、代行料金に充当する形でご返金いたします。（当事務所に就労ビザ申請代行のご依頼がない場合、面談時の相談料のみ申し受けます。）

■ 相談料金は、8千円（税込）で時間制限は特にありませんが、通常は1時間から1時間半程度行っております。尚、遠距離の場合は交通費も別途申し受けます。

\*但し、具体的なビザ申請のご相談ではなく、外国人雇用に関する総合的な専門アドバイスのみをご希望の場合は 1 回・10,000 円を申し受けます。

■ 面談相談では、採用予定者の履歴書や御社の決算書なども拝見し、ビザ取得の可能性について出来る限り正確な事前判断をさせていただきます。

また、ご希望がございましたら、ビザ以外に関するご質問(例：現存の雇用契約書の労働条件や社会保険等について)についても、その場で回答できる範囲内で対応いたします。

■ 直接、当面談相談をご希望の場合、電話またはメールで、ご希望の面談希望日と時間帯について幾つか候補の日程をご連絡ください。

折り返し当方より、日程のご連絡と面談時に拝見させていただく書類についてご連絡いたします。

## ② 当方より正式なお見積もりのご提示

①の面談の内容を踏まえ、御社のビザ申請に関する正確な代行料金に関する見積もりをご提示いたします

## ③ (以下、ビザ申請を当事務所にご依頼いただく場合)

### 提出書類の作成・収集

【所要期間：約 1 週間～1 か月程度 \*各企業様とご本人様にご提出いただく、提出所要期間によって異なります。】

再度御社に訪問させていただき、御社及びご本人様にご提出いただく書類の説明や書式・記載例などをご案内します。

■ 必要な提出書類について、当事務所より全てサンプルや書式などをご提示し、作成する書類については御社よりいただく情報に基づき当方で全て代理作成いたします。

■ 招聘される外国人の方 (既に日本に在留されておられる外国人の方の場合は在留資格変

更となります。 ) とは、当方と外国人ご本人様の間で直接メール又は電話などでやりとりをさせていただき必要書類の作成・収集を行います。

この、ご本人様とのやりとりは全て企業のご担当者様にも c c で情報を共有します。やりとりは基本的に英語で、ご希望に応じて日本語でも行います。

■ 企業様及びご本人様に作成・ご提出いただく書類の作成期間としては個別のケースによって異なりますが、2週間～1か月程度かかる事が一般的です。企業様・ご本人様の書類のご提出状況によります。

#### ④ 入国管理局への申請書類提出

【結果が出るまでの審査期間：約2週間～長くて2、3か月 \*申請内容の種類や企業規模など個別の案件毎に異なります。】

#### ⑤ 在留資格認定証明書が許可されれば、原本を海外にいる外国人ご本人様に送付、ご本人様が本国の日本大使館でビザを取得

正式にビザを取得した後、来日、日本での就労が可能になります。

【日本大使館でビザが許可されるために必要な期間：(国によって)即日～1週間程度】

■ 既に日本に在留している外国人の方の在留資格変更についても許可がおりるまでに2週間～1か月程度かかります。許可を受けて後、御社での就労が可能となります。

以上のように、当事務所では、基本的に面談相談を軸にして、お客様の状況の詳細を直接詳しくお伺いし、・就労ビザ取得可能性・手続の流れなどをご説明した上で、当事務所がいただく報酬の正式なお見積もりをご提示、お客様に十分ご納得いただいた上で業務に着手しております。



若松絵里社労士・行政書士事務所

Wakamatsu Immigration & Labor Consulting Office

174-0064 東京都板橋区中台1-37-2-208号

Tel: 03-3931-7236

スカイプ/Skype ID: wakamatsu.eri

E-mail: [eri.wakamatsu.eriw-office@ab.auone-net.jp](mailto:eri.wakamatsu.eriw-office@ab.auone-net.jp)

URL: <http://www.eriw-office.com/> \*日本語

URL: <http://apriloffice-tokyo.jimdo.com/> \*English

外国人雇用ブログ/Blog: <http://ameblo.jp/eriw-office>